

社 援 施 第 1 8 号
平成 12 年 3 月 31 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長
厚生省社会・援護局企画課長
厚生省社会・援護局施設人材課長
厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長
厚生省児童家庭局企画課長

社会福祉法人会計基準の制定等に伴う関係通知の改正について

標記について、平成 12 年 2 月に社会福祉法人会計基準が制定されたこと及び平成 12 年 4 月より介護保険制度が開始されることに伴い、下記のとおり関係通知における社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について（昭和 51 年 1 月 31 日社援第 25 号厚生省社会局長、児童家庭局長通知）において使用されている用語及び特別養護老人ホームの取扱いについて整理し、平成 12 年 4 月 1 日から適用することとしたので、その運用に遺漏のなきよう留意するとともに、管下社会福祉施設に対して周知方お願いする。

記

- 1 社会福祉法人会計基準（平成 12 年 2 月 17 日社援第 310 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知。以下、「社会福祉法人会計基準」という。）の制定に伴う改正事項

社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成 5 年 3 月 19 日社援第 40 号厚生省社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局老人福祉計画課長、児童家庭局企画課長通知）を次のとおり改正する。

ア．前文を次のとおり改める。

標記については、平成5年3月19日社施第39号「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知（以下「39号通知」という。）をもって、その取扱いが示されたところであるが、その運用について、別紙のとおり取扱うこととしたので了知ありたい。

なお、昭和63年1月28日社施第8号本職通知「社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」は廃止する。

また、社会福祉法人会計基準を適用している施設については、「本部会計」を「本部経理区分」に、「施設会計」を「施設経理区分」に、「事務費」を「人件費及び事務費」に、「繰越金」を「当期末支払資金残高」に、「引当金」を「積立金」に、「人件費引当金」を「人件費積立金」に、「修繕引当金」を「修繕積立金」に、「備品等購入引当金」を「備品等購入積立金」に、「施設会計収支計算書」を「資金収支決算内訳表の当該施設経理区分」と読み替える。

イ.(問6)(答)を次のとおり改める。

(答) 経理規程準則(昭和51年1月31日社施第25号社会局長通知に定める経理規程準則をいう。以下同じ。)に定める本部会計貸借対照表(貸方)大区分「12 固定負債」中区分「01 設備資金借入金(土地取得のための借入金を除く。)」をいう。

なお、社会福祉法人会計基準(平成12年2月17日社援第310号をいう。以下同じ。)を適用している場合は、貸借対照表の大区分「固定負債」の中区分「設備資金借入金(土地取得のための借入金を除く。)」をいう。

ウ.(問8)(答)を次のとおり改める。

(答) 経理規程準則に定める施設会計収支計算書及び決算試算表の(貸方)中区分「01 雑収入」に小区分として「01 雑収入」「02 運用収入」の科目を設けて処理されたい。

なお、社会福祉法人会計基準を適用している場合は、資金収支予算内訳表又は資金収支決算内訳表の当該施設経理区分の経常活動による収支「受取利息配当金収入」に小区分として「運用収入」の科目を設け、また、事業活動収支内訳表の当該施設経理区分の事業活動外収支の部の「受取利息配当金収入」に小区分として「運用収入」の科目を設けて処理されたい。

工.(問11)(答)の1を次のとおり改める。

(答)1 運用収入を本部会計へ繰入れて支出できる対象経費は、「施設の整備等に係る経費」(問7参照)のほか、法人本部の事務費であって、本部会計収支計算書勘定科目の大区分「31 事務費支出」の経費とする。

なお、社会福祉法人会計基準を適用している場合は、本部会計収支計算書勘定科目の大区分「31 事務費支出」を社会福祉法人会計基準に定める資金収支予算内訳表及び資金収支決算内訳表の本部経理区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」の経費とする。

オ.(問16)(答)を次のとおり改める。

(答)「当該施設会計の収入決算額」及び「当該年度の施設会計の収入予算額」とは39号通知別表3の収支計算分析表の収入欄の「1 事務費収入(措置費)」、「2 事業費収入(措置費)」及び「3 その他の収入((8) 人件費引当金戻入、(9) 修繕引当金戻入及び(10) 備品等購入引当金戻入を除く。)」の合計額をいう。

なお、社会福祉法人会計基準を適用している場合には、「当該施設会計の収入決算額」及び「当該年度の施設会計の収入予算額」とは39号通知別表3-1の収支計算分析表の収入欄の「1 事務費収入(措置費)」、「2 事業費収入(措置費)」及び「3 その他の収入((7) 人件費積立預金取崩収入、(8) 修繕積立預金取崩収入及び(9) 備品等購入積立預金取崩収入を除く。)」の合計額とする。

2 介護保険制度の開始に伴う改正事項

社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について(昭和51年1月31日社施第25号の2厚生省社会局庶務課長、社会局施設課長、児童家庭局企画課長通知)を次のとおり改正する。

(別紙)経理規程準則の適用対象法人の(3)老人福祉施設関係のうち、特別養護老人ホームを削除する。